

## 子ども・障がい者等の「医療費窓口無料化」を求める意見書

全国の都道府県では、少子高齢化対策や子どもの貧困対策として、助成による子どもや障がい者の「医療費窓口無料化」が進んでいます。

長野県などの6県は、国の補助金減額措置を課す「ペナルティー」があるため、保護者がいったん医療機関の窓口で医療費を支払い、後日口座に振り込まれる償還払い方式」を採用しています。しかし財布にお金がないと受診できないという状況は、経済的に困難を抱えた世帯が医療費の窓口の支払いを心配して受診を控えることから、疾病の早期発見・早期治療が遅れる事態も生じています。特に入院などの場合などは、大金を一括で支払わなければならない、何とか払えたとしても戻ってくるのは2～3か月後です。

せめて子供の病気の時くらいお金の心配をしないで済むようにしてほしいとの声が高まり、子どもの医療費では全国の41都道府県、障がい者医療費では31都道府県で窓口無料化が実施され、医療費の心配なく受診できる制度が定着しています。

このたび国は、こうした「窓口無料化」を導入した自治体への「ペナルティー」を年内に見直す方向です。

以上のことから、長野県におかれましても、少子高齢化対策や子どもの貧困対策に鑑み、子どもと障がい者等の「医療費窓口無料化」を実現されるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

伊 那 市 議 会

長野県知事